

介護福祉士養成大学連絡協議会理事及び監事選出規則

第1条（総則）

介護福祉士養成大学連絡協議会規約（以下規約と略）第9条に基づく理事及び監事の選出は、この規則の定めるところによる。

第2条（選挙事務）

理事及び監事の選挙を実施するために、選挙管理委員会を置く。

選挙管理委員会は、理事会の指名する若干名の委員によって構成し、委員長を互選する。

第3条（理事及び監事の定数）

- 1) 理事の定数は20名以内とする。
- 2) 監事の定数は2名以内とする。

第4条（理事の選出）

- 1) 正会員理事：理事の12名は、規約第5条に規定する介護福祉士養成大学正会員大学の代表者を定め、大学名6校連記の無記名投票により選出する。
- 2) 会長推薦理事：会長は必要がある場合、3名以内の会長推薦理事を推薦し、総会の承認を受ける。
- 3) 会長校推薦理事：会長は、選挙規約とは別に会長校所属の教員から推薦し、総会の承認を受ける。
- 4) 選出された正会員理事が特別の理由により、理事の辞退を申し出た場合には、理事会の議を経て、次点の者を繰り上げて当選とすることができる。

第5条（監事の選挙）

監事は、規約第5条に規定する介護福祉士養成大学正会員大学の代表者を定め、大学名2校連記の無記名投票により選出する。

第6条（選挙の方法）

選挙は、選挙管理委員会が発行する投票用紙により、おそくとも総会期日の1ヶ月以上前までに郵送の方法によって行う。

第7条（選挙権・被選挙権資格）

理事及び監事の選挙について選挙権及び被選挙権を有する会員は、選挙公示当該年度入会及び会費の納入があったもので選挙人名簿に記載されているものとする。

理事及び監事の選挙は選挙権を有するものの名簿を有権者に配布することによって行う。

第8条（同数得票者の扱い）

選挙によって同数得票者が生じた場合、抽選によって当選者を決める。

抽選は選挙管理委員会において行う。

第9条（実施要綱）

この規則による選挙の実施要領は別に定める。

附則

- 1) 本規則は2011年7月9日から施行する。
- 2) 本規則は2017年7月1日から施行する。
- 3) 本規則は2022年7月23日から施行する。